

2009年4月3日

Zenken通信 (vol. 23)

▽ 今回のお届け情報

Title: 国交省「調査基準価格引き上げ 正式に通達」

Outline

添付資料P1～5

○国土交通省は、低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式見直しについて、本日付で各地方整備局に通達した。
本日以降の公告工事から適用する。

【見直しのポイント】

①現場管理費に乘じる率を60%⇒70%に引き上げ
(この結果、調査基準価格は2%程度上昇)

②①の結果、現行の上限85%を超える工事が増加するため、
設定範囲についても、2/3～85%⇒70%～90%に引き上げ

○なお、同省は、平成21年3月31日付で「地域建設業の振興に係る緊急対策について」をとりまとめ公表した。

<国交省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000044.html>

担 当 : 事業企画課 林

低入札価格調査基準価格の見直し

国土交通省
資料3

低入札価格調査基準価格:

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4~H20.3

【範囲】	予定価格の2/3~8.5/10	
【計算式】	直接工事費の額 共通仮設費の額 現場管理費×0.20	合計額 ×1.05



H20.4~H21.3

【範囲】	予定価格の2/3~8.5/10	
【計算式】	直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.60 一般管理費等×0.30	合計額 ×1.05



H21.4~

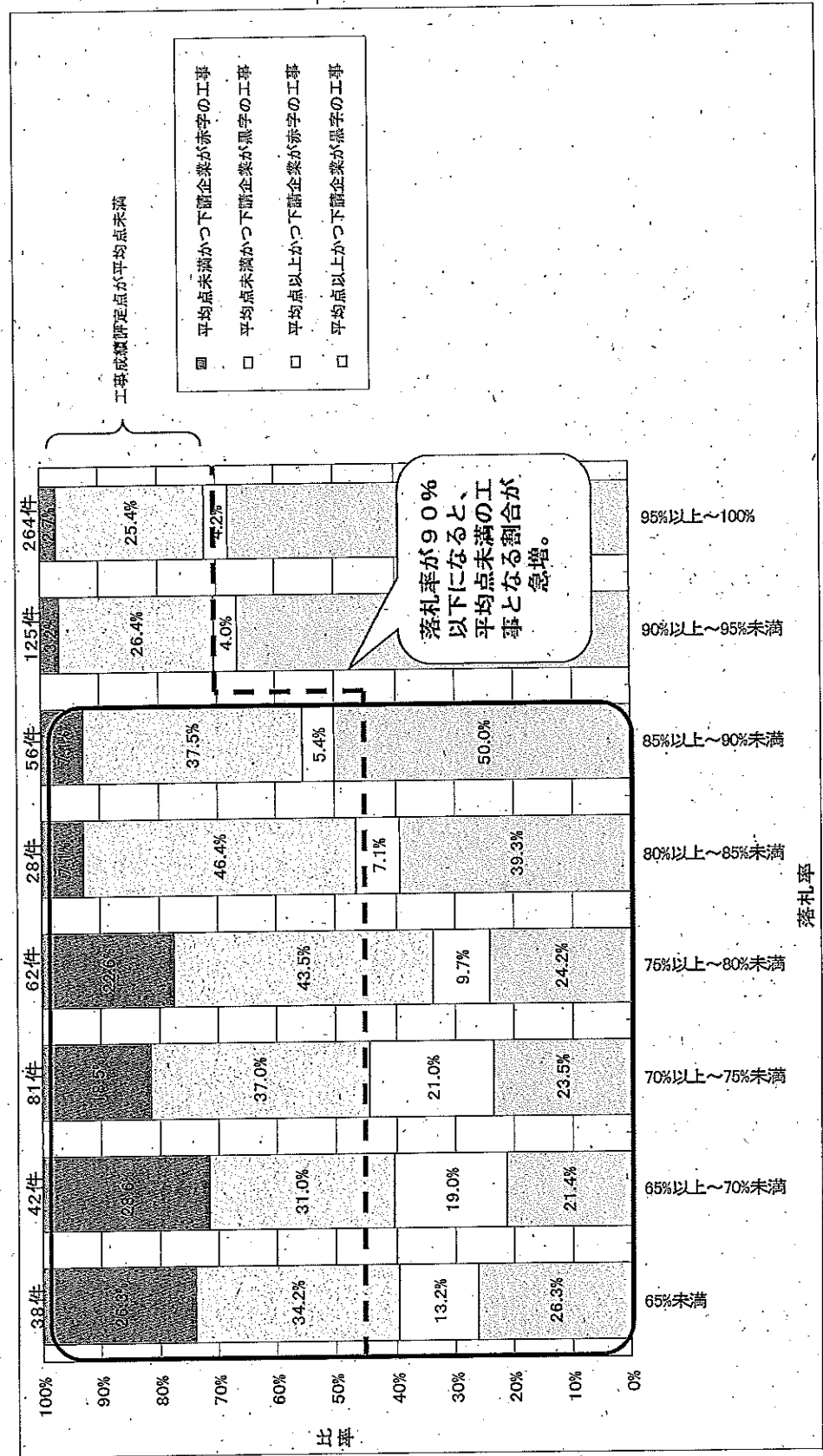
【見直し後の範囲】	予定価格の7.0/10~9.0/10	
【見直し後の計算式】	直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.70 一般管理費等×0.30	合計額 ×1.05

○低入札価格調査基準価格については、昨年4月に計算式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を強化するために、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、より一層の見直しを行うこととした。

○地方公共団体に対しても、引き続き、低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請していく予定。

調査基準価格見の見直し <落札率と工事成績の関係>

- 落札率90%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が急増。



平成21年4月3日

「低入札価格調査基準価格の見直し」に対するコメント

(社)全国建設業協会
会長 浅沼 健一

本会はかねてより、品質確保や建設企業の経営維持・改善等のため、適正価格（落札率90%以上）での受注環境の確保について、あらゆる機会を捉えて政府与党及び各関係機関等に要望活動を展開してまいりました。

この度、昨年度に続き「低入札価格調査基準価格の見直し」がなされ、私どもの要望達成に向けて大きく前進したことは、建設業の健全経営のためにも時宜を得たものと考えます。

ご尽力いただいた、自由民主党品確議連及び国土交通省をはじめとする関係行政機関の方々に対して深く敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

本会は、今後とも厳しい経済状況のもと、より透明で公正な建設市場の実現に向けて会員企業とともに努力を続ける所存であります。

事 務 連 絡

平成21年3月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

地域建設業の振興に係る緊急対策について

地域の建設業を取り巻く現下の厳しい状況を踏まえ、本日、地域の建設業の振興に係る緊急対策を別紙のとおりとりまとめた上、公表しましたのでお知らせします。この緊急対策に盛り込まれた項目については、できるものからスピード感を持って実施することとしております。

なお、低入札価格調査基準価格の見直しに係る通知及び地方公共団体向けの緊急要請については近日中に別途行うこととしております。

地域建設業の振興に係る緊急対策

国土交通省

平成21年3月31日

○地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、その振興のための緊急対策を取りまとめ。
○出来るものからスピード感を持って実施。

1. 適正価格での契約の推進

①ダンピング対策の充実

- ・直轄事業について、低入札価格調査基準価格を見直し
- ・地方公共団体の低入札価格調査基準価格、最低制限価格の見直しを促進

②予定価格の適切な設定等

- ・直轄事業について、見積りを活用する積算方式を拡充
- ・地方公共団体における歩切りの廃止等を促進
- ・地方公共団体における予定価格の事前公表の取りやめ等を促進

③地域建設企業の適切な評価

- ・直轄事業について、適切な発注ロット・地域要件の設定、総合評価方式における地域精進度・貢献度の加算
- ・地方公共団体について、工事の規模や態様に応じた適切な地域要件の設定を促進
- ・市町村の総合評価方式導入促進のための都道府県等による支援の促進
- ・地方公共団体、特に市町村について、地域貢献を適切に評価する特別簡易型総合評価方式の実施促進

2. 経営力強化

- ・前払金の下請業者、資材業者への迅速な支払を確保する制度の周知徹底
- ・地域建設業経営強化融資制度等の普及促進
- ・工事検査、工事代金支払の迅速化
- ・建設業緊急相談窓口の設置等による経営相談機能の強化
- ・「建設業と地域の元氣回復事業」の積極的活用

3. 工事施工の適正化

①設計変更への適切な対応

- ・設計変更ガイドライン等の運用基準を再度徹底
- ・設計変更審査会の運用等により、受発注者間の協議・調整を一層円滑化

②技術者の需給状況への対応

- ・監理技術者等の専任を要する期間について、監理技術者制度運用マニュアルの趣旨を再度徹底

③学校の耐震改修の迅速化

- ・地方公共団体におけるCM方式の活用、デザインビルドの活用的確な工期の確保、耐震改修工事に対応した予定価格の算定等の促進

4. 元下関係、賃金の支払い等の適正化

①賃金支払いの実態調査の強化

- ・下請取引等実態調査について、賃金の支払額等に関する項目を追加
- ・立入検査においても、賃金の支払額等について確認と指導

②労務単価調査の適正化

- ・技能労働者の資格審査の厳格化等調査を適正化

③建設業における契約の適正化

- ・契約に関するトラブルに広く、かつ、迅速に対応する体制を整備

5